

第11回会議 **提案事項** **別紙**

西伯町・会見町合併協議会

平成15年9月9日

2 町の施策の調整方針について（住民福祉部会 人権・同和対策業務）

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
隣保館	<p>西伯町隣保館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区会館と併設 ・ 組織 館長 1、相談員 1 正職員 0.5 臨時職員 1 ・ 鉄骨 2 階建 428.28 m² ・ H 1 3 . 3 改築 ・ 開館時間 月～金 8 : 30 ~ 17 : 00 ・ 休館日 土・日曜日 祝祭日、12/29 ~ 1/3 ・ 地域住民の福祉の増進に 寄与する 	<p>宮前隣保館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館、老人憩いの家併設 ・ 組織 館長 1、相談員 1 指導職員 1 ・ 鉄骨 2 階建 206.65 m² ・ S 5 1 . 3 建築 ・ 開館時間 月～土 8 : 30 ~ 17 : 00 ・ 休館日 第 2,4 日曜日、第 1,3 月曜日 祝祭日、12/29 ~ 1/3 ・ 地域住民の福祉の増進に 寄与する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休館日が違う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣保館の運営 各町の例による。 ・ 休館日 西伯町の例による。
(担当課)	同和対策室	人権施策課		
(根拠法令)	西伯町隣保館設置及び管理条例	会見町宮前隣保館条例 会見町隣保館条例施行規則		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
老人憩いの家	なし	会見町立宮前老人憩いの家 (むつみ荘) ・職員 館長(兼務) 1 ・規模等 鉄骨平屋建 143.28 m ² ・S 60 . 2.28 設置 ・開館時間 月～土 8時30分から17時 ・休館日 第2, 4日曜日、第1, 3月曜日 祝祭日、12/29～1/3 ・対象者 町内に住所を有する年齢60歳以上の者	他の施設との休館日統一	・老人憩いの家の運営 会見町の例による。 ・休館日 西伯町隣保館の例による。
(担当者)		人権施策課		
(根拠法令)		宮前老人憩いの家の設置及び管理に関する条例、同施行規則		
生活相談員の設置	・1名設置 ・県補助率 1 / 2 ・月額報酬 169,000 円 ・週 30 時間程度勤務 ・任期 1 年任用の更新	・1名設置 ・県補助率 1 / 2 ・月額報酬 169,000 円 ・週 30 時間程度勤務 ・任期 1 年任用の更新	・設置人数の検討	2 名を設置
(担当課)	同和对策室	人権施策課		
(根拠法令)	鳥取県隣保館運営費等県費補助金交付要綱	鳥取県隣保館運営費等県費補助金交付要綱		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
人権擁護委員 (担当課) (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員数 3名 ・任期 3年 ・行政相談と一緒に月1回相談会を設けている。 町で推薦し国が任命。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員数 3名 ・任期 3年 ・行政相談と一緒に月1回相談会を設けている。 町で推薦し国が任命。 	なし	両町の制度を継続する。 (国の制度) 新町では、国の基準では5名
	町民生活課	人権施策課		
	人権擁護委員法	人権擁護委員法		
児童館	なし	会見町立宮前児童館 <ul style="list-style-type: none"> ・職員 館長(兼務)1、 児童厚生員1 ・鉄骨平屋建 193.18 m² ・S53.3完成 ・事業内容 子供会等 ・開館時間 月～土 8:30～18:00 ・休館日 日曜日、祝祭日、12/29～1/3 ・対象児童 高・中学校並びに小学校児童 及び修学前児童の家庭外の生活を個別的、集団的に指導し、児童の健康増進等を図り児童福祉の向上に貢献する 	西伯町 なし 会見町 あり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の運営 会見町の例による。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)		人権施策課 会見町児童厚生施設条例 会見町立宮前児童館管理規則		
住宅新築資金等貸付事業 (担当課) (根拠法令)	平成8年度以降貸付対象なし(償還事務のみ) ・現在償還件数 72件 同和対策室 西伯町住宅新築資金等貸付条例 西伯町住宅新築資金等貸付条例施行規則	平成9年度以降貸付対象なし(償還事務のみ) ・現在償還件数 47件 人権施策課 会見町住宅新築資金貸付条例 会見町住宅新築資金貸付条例施行規則	なし	両町の制度を継続
就職支度金支給制度(県の制度) (担当課) (根拠法令)	特定新規学卒者就職奨励金支給制度 ・対象者 新規学卒者のうち、身体障害者、知的障害者、雇用保険施行規則第32条第4項に該当する者等 (中学、高校、盲・聾・養護学校卒業及び各種・専修学校修了者を対象) ・支給額 1人につき25,000円 同和対策室 西伯町特定新規学卒者就職奨励金支給規則	特定新規学卒者就職奨励金支給制度 ・対象者 新規学卒者のうち、身体障害者、知的障害者、雇用保険施行規則第32条第4項に該当する者等 (中学、高校、盲・聾・養護学校卒業及び各種・専修学校修了者を対象) ・支給額 1人につき25,000円 人権施策課 会見町特定新規学卒者就職奨励金支給規則	なし	両町の例による。 (県の制度)

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
就職支度金支給制度（町単独） （担当課） （根拠法令）	なし	特定新規学卒者就職奨励金支給制度 ・対象者 新規学卒者のうち、身体障害者、知的障害者、雇用保険施行規則第32条第4項に該当する者等 （短大、大学卒業者を対象） ・支給額 1人につき25,000円	西伯町 なし 会見町 あり	会見町の例による。
		人権施策課		
		会見町特定新規学卒者就職奨励金支給規則		
あらゆる差別をなくする総合計画 （担当課） （根拠法令）	策定済み 同和対策室	策定済み 人権施策課	総合計画の策定	新町で調整。
	西伯町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例	会見町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例		
差別なくする審議会委員 （担当課） （根拠法令）	20人以内（計画策定時に任命） 現在、任命していない。 報酬 会長 5,600円 委員 5,400円	17人以内（計画策定時に任命） 現在、任命していない。 報酬 5,200円	委員数・報酬が違う	両町の制度を継続する。 委員数については、新町で調整する。 報酬については、総務企画部会の報酬審議の中で調整する。
	町民生活課	人権施策課		
	西伯町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例	会見町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例 会見町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす審議会規則		

2 町の施策の調整方針について （住民福祉部会 人権・同和対策業務）

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
町同和対策推進協議会支援事業 担当課) 根拠法令)	西伯町同和対策推進協議会 ・ 事業内容 各種集会等参加、総会 ・ 町補助額 600,000 円	会見町同和対策推進協議会 ・ 事業内容 各種集会等参加、総会 ・ 町補助額 1,350,000 円	補助金額が違う。	平成 16 年度は各町の例による。 平成 17 年度からは新町で調整する。
地区活動費 (担当課) (根拠法令)	町補助金 2,000,000 円 同和対策室	町補助額 1,800,000 円 人権施策課	補助金額が違う。	平成 16 年度は各町の例による。 平成 17 年度からは新町で調整する。
県営住宅 (担当課) (根拠法令)	県より委託 戸数 21 戸 家賃徴収、維持管理 建設水道課	県より委託 戸数 20 戸 家賃徴収、維持管理 人権施策課	なし	両町の例による。
	鳥取県営住宅の管理及び家賃の徴収事務委託契約	鳥取県営住宅の管理及び家賃の徴収事務委託契約		

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
基本法制定要求 実行委員会活動補 助金	なし	部落解放・人権政策確立要求会見町実 行委員会（H15 に部落解放基本法制定 要求国民運動会見町実行委員会から名 称変更） ・組織 会長 1、副会長 2、委員等 ・事業内容 中央行動参加、研修、啓発活動等 ・町補助額 450,000 円	西伯町 組織なし 会見町 組織あり	会見町の例による。
（担当課）		人権施策課		
（根拠法令）		部落解放基本法制定要求国民 運動会見町実行委員会規約		

2 町村の施策の調整方針について (住民福祉部会 人権・同和教育業務)

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
人権教育推進員 (担当課) (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名設置 ・ 県補助率 1 / 2 ・ 月額報酬 169,000 円 ・ 概ね週 30 時間程度勤務 ・ 任期 1 年任用の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名設置 ・ 県補助率 1 / 2 ・ 月額報酬 169,000 円 ・ 概ね週 30 時間程度勤務 ・ 任期 1 年任用の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置人数の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 名設置 (同和教育担当、その他の人権教育担当)
	教育委員会	人権施策課		
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 西伯町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例 西伯町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 西伯町人権教育推進員規則	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 会見町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例 会見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 会見町人権教育推進員の設置及び運営に関する規則		
町同和教育推進協議会、委員会	(西伯町同和対策推進協議会)	町同和教育推進委員協議会 ・ 組織 同和教育推進委員で組織。 会長 1、副会長 1、地区委員長 1、運営委員長 1 ・ 会議 総会、役員会、地区委員会、運営委員会 ・ 事業内容 調査研究、事業企画、研修	組織体制が違う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16 年度は各町の例による。 ・ 17 年度からは新町で調整する。
(担当課)		人権施策課		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 会見町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例 会見町同和教育推進委員設置要綱 会見町同和教育推進委員協議会規約		
同和教育等推進員	人権・同和教育地区推進委員 ・83人 ・同和对策推進協議会長が委嘱 ・任期2年(H17.6.30まで) ・事業内容 推進協議会活動、各種研修会への参加 ・報償費 同和问题小地域懇談会 1,000円/回(予定)	同和教育推進委員 ・41人(地区委員32、運営委員9) ・町長が委嘱 ・任期2年(H17.3.31まで) ・事業内容 推進協議会活動、各種研修会への参加 ・報償費 同和问题小地域懇談会 2,000円/回	・任命権者が違う。 ・報償費が違う。	・会見町の例による。 ・新町で調整する。
(担当課)	教育委員会	人権施策課		
(根拠法令)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 西伯町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例 西伯町人権、同和教育地区推進委員設置要綱	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 会見町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例 会見町同和教育推進委員設置要綱 会見町同和教育推進委員協議会規約		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
推進事業	<p>人権教育推進市町村事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 同和对策推進協議会 ・同和教育セミナー（5回） ・同和問題研究集会 ・同和問題小地域懇談会（2年で一巡、全世帯対象、年36集落） <p>教職員等新任研修 実施していない</p> <p>町教育振興会人権同和教育部会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員 教委事務局担当、小中同和教育主任、保育士 ・開催回数 1回（活動内容） ・保・小・中同和教育連携事業 <p>町同和教育担当職員連絡協議会 なし</p>	<p>人権教育推進市町村事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 町 ・同和教育推進者養成講座（4回） ・同和問題研究集会 ・同和問題小地域懇談会（毎年、全世帯対象、24会場） ・啓発標語募集、ワッペン等作成、配布 ・啓発冊子作成 ・人権啓発映画会 <p>教職員等新任研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任教職員、行政職員対象 <p>町教育振興会同和教育部会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員 教委事務局担当、小中同和教育主任、保育士、人権施策課職員、隣保館職員 ・開催回数 3回（活動内容） ・先進地視察等 ・保・小・中同和教育連携事業 同和教育実践収録「紀要」作成 <p>町同和教育担当職員連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教委事務局担当、小中同和教育主任、隣保館職員、児童館職員、保育園長、同対協事務局職員で構成。毎月1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進市町村事業事業主体が違う。事業内容が違う <p>教職員等新任研修 会見町のみ実施</p> <p>町教育振興会同和教育部会活動 構成員が違う。活動内容が違う。</p> <p>町同和教育担当職員連絡協議会 会見町のみ実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進市町村事業16年度は各町の例による。17年度からは新町で調整する。 ・教職員等新任研修 会見町の例による。 町教育振興会同和教育部会活動 会見町の例による。 町同和教育担当職員連絡協議会 会見町の例による。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
地区進出学習会等	地区進出学習会 ・主管課 教育委員会 ・対象 小学生，中学生 小学校 32回 中学校 30回	地区進出学習会 ・主管課 隣保館 ・対象 小学生，中学生 小学校 70回 中学校 74回	地区進出学習会 回数が違う。 主管が異なる。	地区進出学習会 16年度は各町の例による。 17年度からは新町で調整する。
(担当課) (根拠法令)	なし	たくましくはばたく力育成事業 ・就学前児童・小学生 ・内容 学習会、絵本の読み聞かせ、講演会等 ・主管課 隣保館	会見町のみ実施	会見町の例による
	教育委員会	人権施策課		
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 西伯町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 会見町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例		
鳥取県進学奨励資金	平成 13 年度をもって新規貸付事務は終了。返還事務のみ。 (13 年度以前に決定した在学生への貸与事務は継続。)	平成 13 年度をもって新規貸付事務は終了。返還事務のみ。 (13 年度以前に決定した在学生への貸与事務は継続。)	なし	両町の例による。 (県の制度)
(担当課) (根拠法令)	教育委員会 鳥取県進学奨励資金交付要綱	教育委員会 鳥取県進学奨励資金交付要綱		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
町進学奨励金事業	<p>西伯町地域改善対策進学奨励交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 町内の同和地区に居住する者の子で、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学に在学し、経済的に修学が困難な者。 ・支給額 奨学金 高校 3,000 円 / 月 大学 4,000 円 / 月 通学費助成（除く 8 月） 高校・大学 5,000 円 / 月 修学旅行費助成（一時金） 小学校 7,500 円 中学校 20,000 円 受験料助成（一時金） 高校・大学 1 人 1 校実費 通学用品等助成金（一時金） 小学校 1 年生 10,000 円 <p>町奨学生研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金給付（県分は貸与）及び研修（年 4 回） 	<p>会見町進学奨励資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 高校友の会に所属している者（高校時に所属していた者） ・支給額 奨励金 高校 月額 5,000 円 大学 月額 6,500 円 各種 月額 5,000 円 <p>通学用品等助成金（入学時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校 一時金 15,000 円 大学 一時金 30,000 円 各種 一時金 15,000 円 <p>町奨学生研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金給付（県分は貸与）及び研修（年 4 回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・進学奨励金の種類・金額・対象が違う。 	<p>平成 16 年度は各町の例による。 平成 17 年度から統一する。</p>
(担当課)	教育委員会	教育委員会		

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	西伯町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例 西伯町地域改善対策進学奨励交付金等交付要綱	会見町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例 会見町進学奨励金交付要綱		

2 町の施策の調整方針について (教育部会 公民館業務)

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
中央公民館等 施設 (担当課) (根拠法令)	西伯町中央公民館 ・鉄筋コンクリート2階建 ・1,152.45㎡ ・昭和47年8月竣工 ・大集会室、会議室、調理室ほか 公民館 ・社会教育法 ・西伯町公民館の設置及び管理に関する条例	会見町公民館 ・鉄骨平屋ブロック1部2階建 ・510.2㎡ ・昭和45年12月竣工 ・大会議室、図書室ほか 公民館 ・社会教育法 ・会見町立公民館の設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 組織及び運営方法 「公民館の設置及び運営に関する基準」の改正により、中央公民館は必置ではなくなった 	各町の施設をそれぞれ継続する。 ・H17年度以降は新町において、旧来の中央公民館的な機能を持つ生涯学習センター(仮称)の整備等について調整する
職員配置 (根拠法令)	館長(非常勤) 1名 主幹 2名 用務員 1名	館長(専) 1名 主事 1名 臨時職員 1名	・職員体制(員数、常勤化)	全体の組織・機構の協議の中で調整する
休館日 (根拠法令)	月曜 祝日、 年未年始(12/29~1/4) ・西伯町公民館規則	祝日 年未年始(12/29~1/4)		西伯町の例による
開館時間 (根拠法令)	8:30~22:00 ・西伯町公民館規則	8:30~21:00 ・会見町立公民館規則		西伯町の例による
夜間・休日体制 (根拠法令)	職員の交代制勤務 土、日、夜間(17時15分~22時)	警備員(シルバー人材センター) 土・日、夜間(17時~21時)		全体の組織・機構の協議の中で調整する

項目	現況						課題	調整方針
	西伯町			会見町				
使用料 (根拠法令)	時間	大会議室	小会議室	時間	大会議室	小会議室		各町の制度をそれぞれ引き継ぐ ・H17年度以降については新町において調整する
	9:00～12:00	970	430	9:00～12:00	930	470		
	13:00～17:00	1,250	620	13:00～17:00	1,250	620		
	18:00～22:00	1,670	830	18:00～22:00	1,670	830		
	9:00～18:00	2,300	1,150	9:00～18:00	2,300	1,150		
	13:00～22:00	3,150	1,570	13:00～22:00	3,150	1,570		
	9:00～22:00	4,200	2,100	9:00～22:00	4,200	2,100		
		・冷暖房装置 1回につき520円に1時間(1時間未満の端数は、1時間とする。)につき200円を加算した額		・冷暖房装置 1回につき520円に1時間(1時間未満の端数は、1時間とする。)につき200円を加算した額				
	・社会教育法 ・公民館の設置及び運営に関する基準 ・西伯町公民館の設置及び管理に関する条例 ・西伯町公民館使用料条例		・社会教育法 ・公民館の設置及び運営に関する基準 ・会見町立公民館の設置及び管理に関する条例 ・会見町立公民館使用料条例					
1. 公民館運営審議会委員 (担当課) (根拠法令)	・人数 15人 ・任期 2年(H17.3.31)		・人数 12人 ・任期 2年(H16.3.31)		・定数、金額、審議会のあり方 ・社会教育委員との役割分担 ・社会教育法の改正により必置義務がなくなった ・公民館事業の点検・評価(目的)		合併時に以下のとおりとする ・人数 15人 ・任期 2年	
	公民館 ・社会教育法 ・公民館設置条例 ・西伯町公民館の設置及び管理に関する条例		公民館 ・社会教育法 ・会見町立公民館の設置及び管理に関する条例 ・会見町立公民館規則					
報酬 (根拠法令)	・報酬 会長 5,600円/日 委員 5,400円/日		・報酬 5,200円/日				総務企画部会で全体の報酬審議の中で決定する	
2. 芸能文化祭	公民館さくらまつり ・4月実施		該当なし				各町の事業をそれぞれ引き継ぐ ・H17年度以降は新町において調整する	
	チャリティ芸能大会 ・4月実施(さくらまつりに併せて)		チャリティ芸能大会 ・6月実施 ・200,000円					

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)	該当なし	富有の里町民音楽祭 ・ 10月実施 ・ 補助金 269,000円		各町の事業をそれぞれ引き継ぐ ・ H17年度以降は新町において調整する
	文化月間 ・ 11月実施 ・ 菊花展、西伯作品展等	生涯学習展 ・ 11月実施		
3. 女性教育 (担当課) (根拠法令)	該当なし	ひょうしぎ学級 ・ 年間 12 講座 ・ 対象 50 歳以上女性 公民館	西伯町では実施していない	会見町の例による ・ 対象を新町全体に広げる
4. 高齢者教育 対象 構成 単位制度 (担当課) (根拠法令)	鶴寿大学 ・ 年間 12 講座 ・ クラブ活動 8 町内在住の 60 歳以上の男女 学長 1 名 副学長 1 名 * 学生の中から総会で選出 理事長 1 名 * 理事からの互選 理事 28 名 * 各地区推薦と各クラブ代表 (地区の 委員数は学生の数に依る) 年間 12 単位のうち、9 単位以上を取得 した方に優秀学生証を修了式に授与	あいみ学級 ・ 年間 12 講座 ・ クラブ活動 0 町内在住の 60 歳以上の男女 該当なし 公民館		各町の事業をそれぞれ引き継ぐ ・ 合併時に対象を新町全体に広げる ・ H17 年度以降は新町で調整する 両町の制度を継続する 各町の事業をそれぞれ引き継ぐ ・ H17 年度以降は新町で調整する
5. リレー交流展 (担当課) (根拠法令)	・ 個展 ・ 年間 2 回 公民館	・ 学び成果発表 ・ 年間 8 回 公民館		合併時に町全体で実施、会場は旧町単位で巡回する

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
6. 青少年ゼミナール (担当課) (根拠法令)	発明クラブ ・期間 6月～11月 ・対象 小学校3年生～6年生 ・参加者数 5人	該当なし		西伯町の例による ・対象を新町全体に広げる
	子ども剣道教室 ・開催日 第2・4日曜 10:00～12:00 ・対象 小、中学生 ・参加者数 11人	該当なし		西伯町の例による ・対象を新町全体に広げる
	公民館			
7. 青少年教育 (担当課) (根拠法令)	子ども茶道教室 ・開催日 月1回 ・対象 小学生 ・参加者数 12人	該当なし		西伯町の例による ・対象を新町全体に広げる
	子ども放送局 ・開催日 随時 ・対象 小学生 ・参加者数 年間40人	該当なし		西伯町の例による ・対象を新町全体に広げる
	該当なし	親子ふれあい教室 ・開催日 7月実施 ・対象 小学生とその親 ・参加者数 40人		会見町の例による ・対象を新町全体に広げる
	公民館	公民館		
8. 子どもゆめ基金 (独立行政法人国立オリンピック記念総合センターによる助成金) (担当課) (根拠法令)	さいはく自遊クラブ ・開催日 週1回 ・対象 小学生 ・参加者数 23人 ・助成額 193,000円(H15)	該当なし		西伯町の例による ・対象を新町全体に広げる
	公民館			
	子どもゆめ基金助成金交付要綱			

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
9.生涯学習講座の開設	専門講座（生涯学習カレッジ） ・運営 教室、講座、グループの自主活動 ・会場 中央公民館 38 東西町地区公民館 10 天津地区公民館 10 ・受講料 月3,000円を上限とし、それぞれで決定 ・人数 原則5名以上 教養講座（講演会） ・年間5回開催	専門講座（学習活動グループ） ・運営 教室、講座、グループの自主活動 ・会場 会見町公民館 31 ・受講料 規定なしで、それぞれで決定 ・人数 規定なし 教養講座 ・該当なし	・事務補助（広報等）を行なっている	合併時に事務を一元化する
(担当課) (根拠法令)	公民館	公民館		
表彰制度と指導者登録制度の導入	単位制度を導入し、人材バンクに登録してもらい指導者の養成、確保 生涯学習カレッジ受講生に受講手帳を発行し、講座受講時に指導者等が押印して単位を認定する ・単位制度 教養講座 1時間2単位 専門講座 2時間1単位 ・表彰 100単位以上取得 優良講座生 500単位以上 優秀講座生 1,000単位以上 最優秀講座生 （閉講式で授与） ・指導者登録制度 500単位以上取得された方は西伯町社会教育人材バンクに登録が可能	該当なし		各町の制度をそれぞれ引き継ぐ ・H17年度以降は西伯町の例による
(担当課) (根拠法令)	公民館			

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
10. オープンカレッジ (担当課) (根拠法令)	衛星通信放送による大学公開講座 ・年間随時開催 公民館	該当なし		西伯町の例による ・対象を新町全体に広げる
11. 地区公民館長・主事・中央公民館職員会議 (担当課) (根拠法令)	・中央公民館と地区公民館の連携を図り、運営などを研修する。 ・月1回 公民館	該当なし	会見町では開催していない	西伯町の例による
12. 公民館報 (担当課) (根拠法令)	公民館報さくら ・発行 隔月(奇数月) ・発行部数 2,500部(全戸配布) ・配布 区長文書 ・ページ数 A4版 8P ・編集 公民館、教育委員会 ・印刷 外部発注 ・予算 630,000円(H15年度) 公民館	公民館だよりひろば ・発行 毎月 ・発行部数 1,150部(全戸配布) ・配布 区長文書 ・ページ数 A4版 4P ・編集 公民館 ・印刷 自前印刷 ・予算 30,000円程度 公民館		各町の事業をそれぞれ継続する ・H17年度以降は新町で調整する

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
地区公民館 (担当課) (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館 6館 (施設、管理については別表) ・部落公民館 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館 該当なし ・部落公民館 該当なし 	組織 機能	各町の制度をそれぞれ継続する
1.運動会 (担当課) (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> 地区公民館単位で実施 公民館 	<ul style="list-style-type: none"> ・町全体で実施 公民館 	実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 各町の事業をそれぞれ引き継ぐ ・会見町地区運動会として実施する
2.盆踊大会 (担当課) (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> 地区公民館単位で実施 公民館 	<ul style="list-style-type: none"> 小松谷盆踊 ・8月15日実施 公民館 	実施方法	各町の事業をそれぞれ引き継ぐ
3.地区公民館協議会 (担当課) (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員数 54名 天津地区 11名 大国地区 10名 法勝寺地区 15名 上長田地区 8名 東長田地区 8名 東西町地区 8名 ・任期 2年(H17.3.31) ・報酬 5,400円/年 	該当なし		<ul style="list-style-type: none"> 西伯町の例による ・地区公民館協議会委員を「地区公民館運営委員」に改める ・会見町地区の公民館活動については、12名の委員を設置する ・委員数 66名 ・報酬については、総務企画部会で全体の報酬審議の中で決定する
	<ul style="list-style-type: none"> 公民館 ・西伯町公民館の設置及び管理に関する条例 			

別表 西伯町地区公民館の現状

	東西町	天津	大国	法勝寺	上長田	東長田
面積	集会室・和室・調理室 (363㎡)	交流室・調理実習室・研修室(和室)・体育館・グラウンド・ゲートボール場 (17,784㎡)	交流室・調理実習室・研修室(和室)2室(2,400㎡)	大集会室・会議室・調理室・和室2室(1,152.45㎡)	集会室・和室・調理室 (126㎡)	集会室・和室・調理室 (104㎡)
職員配置	館長(非常勤) 1名 主事(非常勤) 1名	館長(非常勤) 1名 主事(嘱託) 1名	館長(非常勤) 1名 主事(非常勤) 1名	館長(非常勤) 1名 主事(非常勤) 1名	館長(非常勤) 1名 主事(非常勤) 1名	館長(非常勤) 1名 主事(非常勤) 1名
報酬	館長 30,000円/年 主事 4,509千円/年	館長 30,000円/年 主事 4,509千円/年	館長 30,000円/年 主事 135,200円/年	館長 30,000円/年 主事 135,200円/年	館長 30,000円/年 主事 135,200円/年	館長 30,000円/年 主事 135,200円/年
休館日	なし	月曜日・祝日	月曜日・祝日・年末年始	月曜日・祝日・年末年始	なし	なし
利用時間	8:30～21:00	9:00～22:00	9:00～22:00	8:30～22:00	規程なし	9:00～22:00
夜間・休日体制	主事が対応	主事が対応	警備員	原則として中央公民館の開館時間に合わせて使用するが、閉館時には主事が責任をもって対応	館長・主事が対応	主事が対応
使用料	大集会室 8:30～12:00 1,050円 12:00～17:00 1,050円 17:00～21:00 2,100円 全日 3,150円 その他の室 8:30～12:00 520円 12:00～17:00 520円 17:00～21:00 1,050円 全日 1,570円 * 公共的使用, 地域社会の発展のための使用については無料	会議室 9:00～17:00 1,570円 17:00～22:00 2,100円 冷暖房料 210円/時間 体育館 9:00～17:00 310円/時間 冷暖房料 210円/時間 17:00～22:00 520円/時間 * 公共的使用, 地域社会の発展のための使用については無料	会議室 9:00～17:00 3,150円 17:00～22:00 3,670円 冷暖房料 520円/時間	時間 大会議室 小会議室 9:00～12:00 970 430 13:00～17:00 1,250 620 18:00～22:00 1,670 830 9:00～18:00 2,300 1,150 13:00～22:00 3,150 1,570 9:00～22:00 4,200 2,100 冷暖房装置 1回につき520円に1時間(1時間未満の端数は、1時間とする。)につき200円を加算した額	会議室 9:00～17:00 1,570円 17:00～22:00 2,100円	大会議室 1回 520円 小会議室 1回 310円 青少年の場合は無料
地区協議会委員	8名	11名	10名	15名	8名	8名

新町の公民館組織図 (H16 年度中)



新町の教育委員会

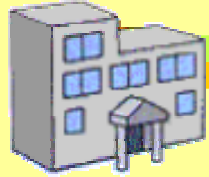
館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議する(住民のニーズ把握と事業の点検・評価)

公民館運営審議会

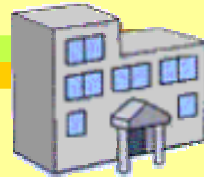
15名

直轄の公民館

職員配置
予算



さいはく公民館
(現西伯町中央公民館)



あいみ公民館
(現会見町公民館)

連絡・調整

- 【対象】
新町全体
- 【業務】
- ・芸能文化祭
 - ・女性教育
 - ・高齢者教育
 - ・作品展
 - ・青少年教育
 - ・生涯学習講座等

委託金

地区公民館

- 【対象】
地域住民
- 【業務】
- ・運動会
 - ・盆踊り大会
 - ・自主グループ活動等



東西町地区
公民館
8名



天津地区
公民館
11名



大国地区
公民館
10名

施設はさいはく公民館を使用する

法勝寺地区
公民館
15名



上長田地区
公民館
8名



東長田地区
公民館
8名

施設はあいみ公民館を使用する

会見地区
公民館
12名

地区公民館運営委員協議会 (地区公民館で行なうイベント・事業の企画運営)

2町の施策の調整方針について (建設水道部会・下水道分科会)

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
公共下水道事業 (担当課) (根拠法令)	西伯処理区 平成2年4月供用開始 30.5ha 法勝寺処理区 平成15年7月供用開始 44.0ha 阿賀処理区 平成15年度より整備 36.0ha 19年供用予定 建設水道課 西伯町公共下水道設置条例・公共下水道条例・同施行規則	該当なし。		西伯町の例による
公共下水道 受益者分担金 (担当課) (根拠法令)	分担金の額 西伯処理区 敷地面積㎡当り 480円を乗じた額 法勝寺処理区 一括払いは、30万円 分割払いは、31万円 3年分割で、1年に1回年度末に納付する 分担金減免基準 減免申請書の理由で、認められた者 災害等特別と町長が認めたもの 建設水道課 西伯町公共下水道事業受益者分担金徴収条例・同施行規則	該当なし。		西伯町の例による
下水道加入金 (担当課) (根拠法令)	供用開始後は 35万円 建設水道課 西伯町公共下水道事業分担金徴収条例施行規則	該当なし。		西伯町の例による
公共下水道事業 (利子補給制度) (担当課) (根拠法令)	法勝寺処理区 1件 上限100万円 償還期間 5年間 利子補給制度を導入 年内利子の2分の1を次年に支弁 ※供用開始後、3年以内の接続世帯に限る 建設水道課 西伯町排水設備工事資金利子補給要綱	該当なし。		西伯町の例による

2町の施策の調整方針について (建設水道部会・下水道分科会)

項目	現況		課題	調整方針								
	西伯町	会見町										
農業集落排水事業 (処理区)	福成処理区 平成7年10月供用開始 計画処理人口 1,120人 大国処理区 平成15年4月供用開始 計画処理人口 1,010人	会見処理区 平成4年10月供用開始 計画処理人口 2,520人 会見第2処理区 平成 8年10月供用開始 計画処理人口 910人 小松谷処理区 平成12年12月供用開始 計画処理人口 760人		各町の制度を継続する								
(担当課)	建設水道課	建設課										
(根拠法令)	西伯町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	会見町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例										
農業集落排水事業 (利子補給制度)	大国処理区 1件 上限100万円 償還期間 5年間 利子補給制度を導入 年内利子の2分の1を次年に支弁 ※供用開始後、3年以内の接続世帯に限る	融資制度は無いが、農家以外の方に市中銀行、JAと 農林金融公庫資金との利子の差額を補給をしている。 農家 農林金融公庫資金 農家以外 市中銀行、JA ※供用開始後、3年以内の接続世帯に限るため、平成15年11 月までが対象	統一化	西伯町の例による								
(担当課)	建設水道課	建設課										
(根拠法令)	西伯町排水設備工事資金利子補給要綱											
農業集落排水事業 (分担金)	福成処理区 事業費の7%、一戸30万円を限度とする。 大国処理区 一括払いは、30万円 分割払いは、31万円 3年分割で、1年に 1回年度末に納付する	事業完了済みにより、分担金なし		西伯町の例による								
(加入金)	農業集落排水事業は完了済、加入金のみ徴収する。 1戸につき 35万円	農業集落排水事業は完了済、加入金のみ徴収する。 1戸につき 33万円	統一化	西伯町の例による								
(担当課)	建設水道課	建設課										
(根拠法令)	西伯町農業集落排水事業分担金徴収条例	会見町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する規則										
合併処理浄化槽	合併処理浄化槽設置整備事業 平成6年度～14年度完了 165基設置 浄化槽市町村整備推進事業 平成15年度～21年度 777基 整備予定 対象地区 大国地区(西、絹屋、与一谷、鍋倉、猪小路の 一部) 法勝寺地区(馬場、徳長、武信、道河内、伐株、 鴨部、落合、福頼、掛相、馬佐良、法勝寺の一部) 東長田地区、上長田地区	合併処理浄化槽設置整備事業 平成15年度で完了 6基設置 特定地域生活排水処理事業 (鶴田池野地区 H12～13年度 32基設置) 計画なし		西伯町の例による。 合併後は、計画区域を新町に拡大し 整備をおこなう。								
(分担金)	<table border="1"> <tr> <td>分担金</td> <td>1戸当り</td> <td>300,000</td> <td>一括払い</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>310,000</td> <td>分割払い</td> </tr> </table>	分担金	1戸当り	300,000	一括払い			310,000	分割払い	分担金 事業完了のため徴収なし		分担金は、西伯町の例による
分担金	1戸当り	300,000	一括払い									
		310,000	分割払い									

2町の施策の調整方針について (建設水道部会・下水道分科会)

項目	現況						課題	調整方針	
	西伯町			会見町					
(使用料)	使用料	世帯割	人数割り(加算料金) 1人当り	使用料	区分	世帯割	人数割り	使用料は、各町の例による ただし、新町発足後、早い時期に料金(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)の統一化を図る。	
	1ヶ月あたり	1,400	450	1ヶ月あたり	5人槽	1,200	1人あたり		
	電気使用料	5,6人槽	1,100		6人槽	900	300円		
		7,8人槽	1,300		7人槽	900			
		10人槽以上	1,900		8人槽	600			
					9人槽	300			
※加算料金より差し引く			10人槽		300				
			共同浄化槽	1,800					
(徴収)	2ヶ月毎に徴収する。			公民館	免除				
(担当課)	建設水道課			(例)7人槽4人家族の場合(1か月分)					
(根拠法令)	西伯町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例			(世帯割 900円+人数割り 300円×4人)×消費税5%					
	西伯町浄化槽整備事業分担金徴収条例			(900+300×4)×1.05=2,205円/月					
下水道宅内配管工事	西伯町排水設備指定業者による			会見町排水設備指定工事店による				統一化	西伯町の例による 保証金は、合併前日に返還し、合併時に受付ける。
	保証金 50万円・指定業者申請期間は制限無し(随時受付)			保証金 40万円・指定業者申請期間は制限無し(随時受付)					
	指定基準	建設業法による管工事の許可を受け、かつ町内又は周辺市町村で営業していること		指定基準	会見町及び周辺市町村に営業に適する店舗を持ち、相当な資産と信用があること				
		2級管工事施工管理技師、2種下水道技術者及び浄化槽設備士以上で、いずれかの資格を持つ技術者が1名以上専属し、従事していること			2級管工事施行管理技師、2種下水道技術者、浄化槽設備士のうちいずれか以上の資格を有する者が1名以上専属し、又は米子市排水設備技術者及び米子市排水設備配管工の資格を有する者がそれぞれ1名以上専属し、従事していること				
(担当課)	建設水道課			建設課					
(根拠法令)	西伯町排水設備工事指定業者規則			会見町排水設備指定工事店規則					

2町の施策の調整方針について (建設水道部会・下水道分科会)

項目	現況				課題	調整方針		
	西伯町		会見町					
下水道料金賦課徴収 (公共下水) 賦課	一般家庭 基本 1400円+(人数×450円) 事業所・公共施設 水道量(m)×137円		該当なし。			賦課は、西伯町の例による ただし、新町発足後、早い時期に料金(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)の統一化を図る。		
徴収 (担当課) (根拠法令)	上記に消費税を乗じ、2ヶ月毎(北部:偶数月、南部:奇数月)に徴収。 建設水道課 西伯町公共下水道条例					徴収は、平成16年度は、西伯町の例によることとし、平成17年度から会見町の集落排水の例による。		
農業集落排水使用料 賦課徴収 賦課	一般家庭 基本 1400円+(人数×450円) 事業所・公共施設 水道量(m)×137円		使用料	区分	世帯割	人数割り	賦課は、各町の例による。 ただし、新町発足後、早い時期に料金(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)の統一化を図る。	
徴収	上記に消費税を乗じ、2ヶ月毎(北部:偶数月、南部:奇数月)に徴収。		1ヶ月あたり	一般家庭	1,800	300円	徴収方法は、平成16年度は、各町の例によることとし、平成17年度から会見町の例による。 西伯町の例による	
(担当課) (根拠法令)	使用料の減免 町長が公益上、災害等特別の理由があると認めるとき 建設水道課 西伯町農業集落排水処理施設使用料等条例			事業所等	1,800	150円		
				学校等	1,800	70円		
				飲食店等	1,800	300円		
				地区公民館	200			
				その他	町長が別に定める			
			農業集落排水使用料 2ヶ月毎(偶数月)に徴収する。					
			使用料の減免 町長が公益上、特別の理由があると認めるとき 建設課 会見町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例					
下水道維持管理 (公共下水)	処理場施設は、専門業者に年間委託。 汚泥処理は、専門業者に年間委託。 MHポンプ場施設は、専門業者に年間委託。 移動脱水車、コンポスト化施設(西伯・日吉津・大山大で負担)		該当なし。				汚泥処理 方法の共同化	西伯町の例による
(担当課) (根拠法令)	建設水道課							
下水道維持管理 (集落排水)	処理場施設は、専門業者に年間委託。 汚泥処理は、専門業者に年間委託。 MHポンプ場施設は、専門業者に年間委託。 移動脱水車、コンポスト化施設(西伯・日吉津・大山大で負担)		処理場施設は、専門業者に年間委託。 汚泥処理は、専門業者に年間委託。					各町の制度を継続する。
(担当課) (根拠法令)	建設水道課 西伯町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例		建設課 会見町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例					

西伯町・会見町 下水道使用料 比較表

下水名	町	処理区	一般(世帯割)				料金:例					事業所 公共施設 水道量割 (円)	事業所等		学校等		飲食店等		地区公民館等		その他	
			基本額	人数 額	電気代控除		基本額	4人 家庭	電気代控除		料金		世帯割	人数割 (単価)	世帯割	人数割 (単価)	世帯割	人数割 (単価)	世帯割	人数割 (単価)	世帯割	人数割 (単価)
					人槽区分	金額			人槽区分	金額												
公共下水	西伯町	西伯(東西町) 法勝寺・倭	1,400	450	該当なし		1,400	450	該当なし		3,200	137	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	会見町	該当なし	該当なし				該当なし					該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
集落排水	西伯町	福成 大国	1,400	450	該当なし		1,400	450	該当なし		3,200	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
	会見町	会見 会見第2 小松谷	1,800	300	該当なし		1,800	300	該当なし		3,000	該当なし	1,800	150	1,800	70	1,800	300	200	町長が 別途定める		
		西伯町	浄化槽市町 村整備推進 事業地域	1,400	450	5,6人槽	1,100	1,400	450	5,6人槽	1,100	2,100	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		該当なし	
		7,9人槽	1,300	7,9人槽	1,300	1,900	10人槽			1,900	1,300											
		10人槽	1,900																			
合併浄化槽	会見町	池野鶴田	1,200	300	5人槽	該当なし	1,200	300	5人槽	該当なし	2,400	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
			900		6人槽				900		6人槽										2,100	
			600		7人槽				600		7人槽										1,800	
			300		8人槽				300		8人槽										1,500	
					9人槽						9人槽											
					10人槽						10人槽											
			1,800		共同浄化槽				1,800		共同浄化槽										3,000	
			免除		公民館				免除		公民館										0	

